
組織・会則

岡山実験動物研究会役員
会 長

倉林 謙 (岡山大・医・附属動物実験施設・助教授)

理 事

石井 猛 (岡山理大・工・教授)

栗本 雅司 (榊林原生物化学研究所・藤崎研究所長)

高橋 正侑 (ノートルダム清心女子大・家政学部・教授)

初鹿 了 (川崎医大・名誉教授)

三谷 恵一 (岡山大・文・心理学・教授)

山下 貢司 (川崎医大・附属病院長)

常務理事

浅田 伸彦 (岡山理科大・理・助教授)

新井 成之 (榊林原生物化学研究所・藤崎研究所・サブディレクター)

大森 齊 (岡山大・工・生物機能工学・教授)

亀井 千晃 (岡山大・薬・薬物学・教授)

河田 哲典 (岡山大・教育・食物学・助教授)

国枝 哲夫 (岡山大・農・動物遺伝解析学・教授)

佐藤 勝紀 (岡山大・農・家畜育種学・教授)

佐藤 芳範 (榊林原生物化学研究所・応用センター・副参事)

辻岡 克彦 (川崎医大・生理学・教授)

内藤 一郎 (重井医学研究所・超微形態部門・室長)

山本 敏男 (岡山大・歯・口腔解剖学第一・教授)

監 事

中永征太郎 (ノートルダム清心女子大・家政学部・教授)

河本 泰生 (岡山大・農・家畜生産技術学・助教授)

【第 42 回岡山実験動物研究会の開催】

本年 11 月 30 日(金)午後 1 時 30 分からまきび会館で岡山県産業振興財団の後援で開催します。この研究会では特別講演 3 題を予定しています。9 月 18 日開催の常務理事会で特別講演の企画や講師について協議することにしていきますので、講演内容や講師にご希望のある方は事務局または最寄りの常務理事にお知らせいただきますようお願い致します。本研究会のご案内は、会のプログラムが出来次第会員の皆様にご案内いたします。

【事務局からのお知らせ】

岡山実験動物研究会は会員皆様のご指導とご支援により、今年 12 月創立 19 年目を迎えることになりました。新会長の下で、今後も、(株)林原生物化学研究所・藤崎研究所の関係者のご協力を頂きながら、取り組んでいきたいと考えておりますので、会員の皆様には引き続きご鞭撻とお力添えを賜りますようお願い致します。

会の運営、企画などにご希望、ご意見がありましたら、ご遠慮なく事務局または最寄りの常務理事までご連絡下さい。事務局住所は下記の通りです。事務局の国枝氏は、平成 13 年 11 月 30 日まで海外出張のため、佐藤が代理で担当します。

〒700-8530 岡山市津島中 1 丁目 1-1

岡山大学農学部 国枝哲夫(代理 佐藤勝紀)

TEL:086-251-8314 (国枝), 8332(佐藤)

FAX:086-251-8388 (庶務係)

E-mail:tkunieda@cc.okayama-u.ac.jp

:ksato@cc.okayama-u.ac.jp

【会費納入のお願い】

平成 13 年度の年会費として、正会員は 1,000 円、賛助会員は 30,000 円(一口)を徴収いたしますので、本会報に挿み込まれている郵便払込通知票を用いて、年会費を郵便局からお振り込みくださいますようお願いいたします。

【訃報のお知らせ】

本研究会会員の佐藤善一氏は平成 13 年 5 月 15 日、ご逝去なされました。ここに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

【編集後記】

記念講演・招待講演・特別講演の講師の先生方及び施設めぐりのご寄稿をいただいた先生方のご協力を得て、第 18 号研究会報を発行することができました。本会報は、例年になく講演要旨が多く、充実した内容になったものと思っております。しかし、寄稿が少なかったので、会員の皆様方から積極的なご投稿をお願い致します。前号に引き続いて、地域実験動物研究会の活動紹介や参考資料「生命科学・動物実験に関する最近のトピックス」を紹介しました。地域実験動物研究会の活動紹介に当っては、各事務局の方をお願いして、情報を提供していただきました。参考資料は昨年の 1.5 倍の頁を費やしましたが、重要な話題をすべて紹介できませんでした。

会報の編集や内容に関するご希望、ご意見をもちでしたら、事務局宛にお寄せ下さい。

岡山実験動物研究会会則

(名 称)

第1条 本会は岡山実験動物研究会（英文名：Okayama Association for Laboratory Animal Science）と称する。

第2条 本会は岡山県内並びに県外において実験動物及び動物実験に関心をもつ人々によって組織された団体である。

(目 的)

第3条 本会は実験動物及び動物実験についての知識の交流をはかり、あわせてこれら関連領域の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、講演会等の開催
2. 会誌及び関係学術資料の刊行
3. 会員相互の連絡
4. その他必要と認められる事業

(会 員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して、所定の入会申込書を提出した個人とする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、理事会の承認を経て所定の入会申込書を提出した個人または法人とする。
3. 名誉会員 本会の発展に功労があった者で、理事会の承認を経て推薦された者とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 理 事 15名以上20名以内（うち、会長1名及び常務理事若干名）
2. 監 事 2名
3. 評議員 若干名

(役員を選任)

第7条 会長及び常務理事は理事の互選によりこれを定める。理事は正会員の互選により選出された者とする。監事及び評議員は理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。必要に応じ理事会及び常務理事会を召集する。会長に事故あるときは、理事の互選により1名を選び、会長の仕事を代行する。
2. 理事は理事会を組織し、本会の会務を審議し、議決する。
3. 常務理事は会長を補佐し、庶務、会計、渉外、集会、広報などの実務を担当する。
4. 監事は本会の会計を監査する。
5. 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問を受け、重要事項を審議する。

(役員の任期)

第9条 本会の役員の仕事の任期は2年とし、再選は妨げない。

(会 計)

第10条 本会の経費は正会員並びに賛助会員の会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。会計年度は暦年度とし、会費は別に定める。

(運営規則)

第11条 本会の運営はこの会則によるが、会則の変更は理事会の議決を経て、総会の承認を受けることとする。

(総会の構成)

第12条 総会は正会員をもって組織する。

(退 会)

第13条 会員が脱会しようとするときは、脱会届けを会長に提出しなければならない。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

本会則は平成2年12月1日より施行する。